



# コモンライフ 新宮浜団地自治会

■面積・戸数：約4.2ha、82戸

## 1. 団体の概要

- ① 団体の種別：自治会
- ② 団体全体の予算：年間約39万円（そのうち、まちなみの植栽維持管理などに年間約26万円）。活動費24万円、外部委託費26万円
- ③ 外部委託：富永造園（生垣・庭木・宅地内保存松の一斉病虫害共同防除）
- ④ 共有地・共有施設：なし
- ⑤ 管理規約  
地区計画：なし  
建築協定：1982年10月1日福岡県認可  
緑化協定：1982年8月26日新宮町承認

## 2. 維持管理活動の概要

### 1) まちなみ形成の時期

新宮町は福岡市の北に隣接する人口約26,000人の町である。北西端は玄界灘に面する約3.7kmの海岸線があり、砂浜と「楯の松原」と呼ばれる松林になっている。コモンライフ新宮浜団地はこの松林の一隅に、建築家・宮脇檀氏の監修の下、1982年頃から積水ハウスによって開発されたフリープランの戸建て住宅団地であり、1985年頃までにまちなみが形成された。

当時は玄海国定公園第一種特別地域であったことから、建築協定、緑化協定を結び、自然環境と共存するまちなみの形成が図られた。敷地内に可能な限り松を残し、家は松に合わせて建てられた。

敷地境界から1.5mの壁面後退を定め、屋根・外壁は無彩色をベースにしたシックなカラーで統一し、保存松の伐採禁止、生垣などとりわけ道路に面する幅1.5mのグリーンゾーンは2段構成の生垣を植栽し、カーポートやアプローチは軌道石を敷いたコモンスペースにするなど、松林と連続し自然と調和した美しいまちなみである。

### 2) 活動の開始時期と活動の経緯

1984年に自治会と管理組合を結成し、まちなみの維持管理が始まった。地区の一斉清掃、庭木・生垣・保存松の共同防除、グリーンベルト、コモンの管理、道路、公園、浄化槽、防犯灯の管理、違法駐車防止などは、自治会と自治会員の自発的な取り組みで着実に進められてきた。この間、町の公共下水道施設が整備され、団地の浄化槽が廃止され、団地の幹線道路沿いのグリーンベル

トなどが町に移管されたが、住民のコモンスペースとして愛着を持って育てている。

1982年から1990年にかけて、松くい虫防除の空中散布が中断されたことなどにより、隣接する「楯の松原」では多大な被害が出た。松林は住宅地から砂浜まで約300mあり、玄界灘の潮風を防ぐ重要な防風林である。自治会としても行政に協力して、枯れた松の搬出など松林の手入れを行った。

### 3) 現在の活動状況

町の行事に合わせた春秋年2回の一斉清掃に加え、雑草の種が広がる前の9月上旬に団地独自の草刈清掃を行っている。これにより、年々雑草が少なくなっている。

特筆すべきことは、1990年に結成されたボランティア団体「筑前新宮に白砂青松を取り戻す会」に協力して、2004年から「楯の松原」の保全活動をしていることである。この松原は新宮浜団地にとってかけがえの無い環境であり、白砂青松を取り戻そうと、松の植栽や下草刈り、除・間伐などを行っている。さらに、子供の参加による植樹会、松林の清掃活動も行っている。県が主催する「勤マルの日」には大勢のボランティアに混じって、団地住民の活躍が見られる。

また現在、住民一丸となって展開している反対運動がある。2009年7月、2007年3月に廃線となった旧西鉄宮地岳線の線路跡地に住宅を建設するとの情報がもたらされた。その線路跡地に並行しているコモンライフ新宮浜の幹線道路に沿って設けられている歩道とグリーンベルトを撤去して、出入口をコモンライフ新宮浜団地側に設けるといのである。かつては団地の共有地であり、これまで維持管理してきた歩道やグリーンベルトを勝手



に撤去することは納得できないこと、さらに住宅に向き  
きな線形の敷地に開発される住宅地は、長年建築協定や  
緑化協定で培ってきた環境とまちなみを破壊するもので  
あることといった観点から、反対運動を展開している。

#### 4) 今後の活動方針

度重なる臨時総会や対策委員会を開催しながら、反対  
の立て看板・横断幕の設置、陳情書・要望書の提出、議  
会・議会付置委員会の傍聴、意見陳述など、できる限り  
の活動を迅速に展開してきた。結果、建築協定や緑化協  
定を自治会員が再確認し、対外的には協定の底力を発揮  
したよい機会となった。また、住民が団結して力を発揮  
し、コミュニティを深化させてきたと言える。活動は当  
分続くであろうが、その中で、より深く学習し、より広  
く活動する自治会を育てていきたい。



コモンライフ新宮浜団地自治会。左から加藤武弘、加藤仁美



(2009年9月提出図書より一部を抜粋)